

国立大学法人群馬大学情報公開委員会開示・不開示等検討小委員会内規

平成16年4月1日制定

平成17年4月1日改正

平成28年8月1日改正

(趣 旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学情報公開委員会（以下「委員会」という。）規程第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学情報公開委員会開示・不開示等検討小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営等について定めるものとする。

(検討事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 法人文書の開示・不開示に関する具体的事案の対応
- (2) 開示実施手数料の減額又は免除に関する具体的事案の対応
- (3) 審査請求に関する具体的事案の対応
- (4) 訴訟に関する具体的事案の対応
- (5) 個人情報の開示・不開示、訂正・不訂正及び利用停止・利用不停止に関する具体的事案の対応
- (6) その他委員会から付託された事項

(組 織)

第3条 小委員会は、委員会から選出された5人の委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 小委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、小委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第6条 小委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会が別に定める。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。